

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 個人が個人または法人に資産を売却した場合の課税関係

**Q** 個人が保有している株式を個人に譲渡して譲渡益が発生した場合はどのような課税がなされるのでしょうか？また、法人に対して譲渡して譲渡益が発生した場合と取扱いは異なるのでしょうか？

### 解説

個人が資産を譲渡して譲渡益が発生した場合は**譲渡所得**として課税されます。法人に譲渡した場合は実際の売買価額が**適正時価の1/2未満か以上か**で取り扱いが変わります。

#### 1. 個人→個人への譲渡

売買価額と取得価額の差額に対してのみ課税されます。

$$\text{所得税} = (\text{売買価額} - \text{取得価額}) \times \text{税率}$$



#### 2. 個人→法人への譲渡（売買価額が適正時価の1/2未満）

売買価額が適正時価の1/2未満の場合は適正時価で譲渡したものとみなされます。

（みなし譲渡所得課税といいます）

$$\text{所得税} = (\text{適正時価} - \text{取得価額}) \times \text{税率}$$



#### 3. 個人→法人への譲渡（売買価額が適正時価の1/2以上）

売買価額が適正時価の1/2以上の場合は売買価格と取得価額との差額に対してのみ課税されます。

（その譲渡が同族会社の行為計算の否認に

該当する場合は、みなし譲渡所得課税がかかります。

$$\text{所得税} = (\text{売買価額} - \text{取得価額}) \times \text{税率}$$



### 要するに…

適正な時価よりも低い価格で譲渡が行われる行為、いわゆる**低額譲渡**の場合、税務上問題になりやすいです。特に個人から法人への譲渡の場合、財産を時価で売却し収入があったものとみなす、いわゆる**みなし譲渡所得課税**が適用される場合がありますので、譲渡をする前に慎重に検討しましょう。